

砥 部 町 議 会
令 和 2 年 第 4 回 定 例 会
会 議 録

令和2年第4回砥部町議会定例会（第1日）会議録

招集年月日	令和2年12月3日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和2年12月3日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志	2 番 佐々木公博 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男	3 番 原田公夫 7 番 森永茂男 10 番 面岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好
欠席議員	なし		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 大江章吾 企画政策課長 伊達定真 戸籍税務課長 門田 巧 介護福祉課長 松下寛志 建設課長 門田 作 生活環境課長 小中 学 会計管理者 富岡 修 学校教育課長 門田敬三	副町長 上田文雄 総務課長 岡田洋志 商工観光課長 高橋 桂 保険健康課長 池田晃一 子育て支援課長 田邊敏之 農林課長 大内 均 上下水道課長 藤田泰宏 広田支所長 山本勝彦 社会教育課長 町田忠彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 堀潤一郎 局長補佐 楠 耕一		
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 13 番 井上洋一 14 番 中島博志		
傍 聴 者	2人		

令和2年第4回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第 49 号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 7 認定第 1 号 令和元年度砥部町一般会計決算認定について

日程第 8 認定第 2 号 令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第 9 認定第 3 号 令和元年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第 10 認定第 4 号 令和元年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について

日程第 11 認定第 5 号 令和元年度砥部町とべの館特別会計決算認定について

日程第 12 認定第 6 号 令和元年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について

日程第 13 認定第 7 号 令和元年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について

日程第 14 認定第 8 号 令和元年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について

日程第 15 認定第 9 号 令和元年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について

日程第 16 認定第 10 号 令和元年度砥部町水道事業会計決算認定について

・散 会

令和2年第4回砥部町議会定例会

令和2年12月3日(木)

午前9時30分開会

○議長(政岡洋三郎) ただいまから、令和2年第4回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長(佐川秀紀) 令和2年第4回定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中、ご提案させていただいております案件につきまして、ご審議賜りますことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。また、私にとりまして、2期目の最終年度、最後の定例会を迎えたわけですが、コロナ禍の中にあって無事に2期目を終えられることができますのは、議員の皆様をはじめ、町民の皆様の格別のご支援の賜物であり、重ねてお礼を申し上げます。さて、先月3日、アメリカ大統領選挙の投票が行われ、4年に渡るトランプ政権への評価が下されました。選挙結果はバイデン候補の勝利でしたが、日本とは異なる複雑な選挙制度もさることながら、大勢が判明するまで数日を要し、未だ敗北を受け入れないトランプ大統領に同調する多くの支援者の姿からは、アメリカ社会における分断の深さを感じます。同時に、対照的な選挙運動を展開し、終盤に大統領自身が感染する事態となったコロナウイルスの対応が、選挙結果を分けた大きな要因であったのではないかと思います。今、国内は、緊急事態宣言のあった4月以上の感染拡大が進んでいます。乾燥する冬場を迎え、十分な換気が困難なこと、GoTo事業による県域を超えた往来が増加したこと、新たな生活様式への慣れによる油断など、感染拡大の要因はいくつもあるのではないのでしょうか。県内においてもクラスターの発生が報告され、感染縮小期から感染警戒期へと移行し、一刻も早い収束に取り組んでいるところであります。一国の大統領選挙をも左右する感染症への対策を、改めて国民一人ひとりが徹底するとともに、本町におきましても、関係機関との連携を深め、この難局を乗り切ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、引き続きご協力をお願いを致します。さて、それでは、本定例会に提案をさせていただきます議案につきまして申し上げます。条例の制定に関する議案が5件、条例改正に関する議案が2件、補正予算が6件となっております。詳細につきましては、議案審議の場において説明させていただきますので、ご議決賜りますようお願いを申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

○議長(政岡洋三郎) これから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(政岡洋三郎) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番井上洋一君、14番中島博志君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（政岡洋三郎） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る11月26日開催の議会運営委員会において、本日から11日までの9日間としております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって会期は、本日から11日までの9日間に決定しました。

~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（政岡洋三郎） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。次に、監査委員より10月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、本日まで受理しました請願は、お手元にお配りしました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、12月11日の本会議でお願いします。以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（政岡洋三郎） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 令和2年9月議会後からの定例報告を行います。お手元にお配りしております行政報告をご覧ください。まず総務課でございますが、8月31日から11月16日までの落札の状況でございます。建設工事が19件、測量・建設コンサルタントが3件、委託業務が6件、物品購入が5件、合計で33件でございます。設計金額の総額は4億9,954万6千円、落札の総額は4億4,898万円でございます。落札率は89.9%でございます。内訳はご覧のとおりでございます。（2）11月15日、砥部小学校を主会場とし、南海トラフ巨大地震を想定した砥部町総合防災訓練を実施しました。訓練では、応急手当などの各種訓練や、地震体験車の体験のほか、感染症対策を踏まえた避難所開設や運営訓練を実施しました。参加者数は579人でございます。参加機関は砥部小学校校区の自主防災組織、それから消防団ほか、以下のとおり14機関でございます。子育て支援課。国の定額給付金の対象とならなかった新生児を対象に、町独自の新生児特別定額給付金給付事業を開始しました。給付対象児は、令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、本町の住民基本台帳に記録されている新生児でございます。給付額は、対象児童1人につき10万円。11月25日現在、給付対象児数は55人。今後の予定給付対象児童数は約55人でございます。建設課。主要工事の進捗率、町単独事業、①町道日の出広瀬線、道路改良工事、令和元年度繰越分でございます。

すが、進捗率 90%でございます。2 ページをご覧ください。②町道仙波線 2 工区、道路改良工事、進捗率 30%、③町道原町麻生線、道路改良工事その 1、進捗率 70%、同工事その 2、進捗率 10%でございます。多居谷 A 地区がけ崩れ防災対策工事、進捗率 20%、町道樽山線道路災害復旧工事他 17 件、令和元年度繰越分、全体進捗率 85%でございます。生活環境課。ごみ処理委託に関する確認書締結でございます。令和 3 年度から可燃ごみの処理を松山市へ委託するため、次のとおり確認書を締結いたしました。概要は以下のとおりでございます。上下水道課。主要工事の進捗率、公共下水道事業関係、令和元年度からの繰越分、高尾田区 63 工区、9 月 30 日完成いたしました。令和 2 年度現年分、面整備、①高尾田区 67 工区、進捗率 50%、②八倉区 73 工区、進捗率 80%でございます。水道事業関係、令和元年度からの繰越分、公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事その 32 高尾田、11 月 20 日に完成いたしました。3 ページをご覧ください。令和 2 年度現年分、①砥部町上水道第 6 配水池築造造成工事、進捗率 20%でございます。②同配水池場内配管工事、進捗率 5%でございます。社会教育課。(1) 10 月 11 日、陶街道ゆとり公園でスポーツまつり in とべを開催しました。綱引き 20 チーム 216 人、ペタンク 39 チーム 117 人、グランドゴルフ 15 チーム 90 人、スポーツウエルネス吹き矢 9 チーム 28 人でございます。(2) 11 月 21 日、22 日の 2 日間、中央公民館と文化会館で芸術文化フェスタ及びみなくる芸能発表会を開催しました。芸術文化フェスタでは、陶芸や絵画をはじめ、各種作品 141 点の展示を行いました。みなくる芸能発表会では、大正琴や民謡、ダンスなど 15 団体 303 人が参加し、日頃の練習の成果を発表しました。(3) 11 月 21 日、文化会館で町文化功労賞表彰式を行い、本町における文化の振興、発展に尽力し、その功績や顕著な個人 1 人を表彰しました。受賞者は、総津にお住まいの太田修嗣さんです。受賞の理由でございますが、木工ろくろ、指物、刳物、漆塗りの一貫制作による木漆工房を営み、木漆工芸作品の個展を全国各地で開催し、数々の作品を通じて砥部の地名と魅力を発信しているためでございます。以上で行政報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 以上で行政報告を終わります。



日程第 5 一般質問

○議長（政岡洋三郎） 日程第 5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は 35 分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは質問を許します。6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） 6 番佐々木隆雄です。私も 3 期、12 年目の最後の議会を迎え、ここでまた町長に質問をできる喜びを今改めて感じております。今回は 4 点準備させていただきました。まず 1 点目は、新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金の活用方法は、ということでございます。新型コロナウイルス感染症対策として、内閣府は 2020 年度第 1 次補正予算で 1 兆円、第 2 次補正予算で 2 兆円の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、

厚労省は介護施設等の感染拡大防止等の整備のため、第1次補正での交付額3,929億円を含めた交付総額1兆7,177億円の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を確保いたしました。この2つの交付金、町では具体的にはどのように活用したのか、そしてまた、今後どのような活用をお考えなのか、町長のご所見をお伺いいたします。2点目ですが、介護保険における利用者負担の軽減を、ということでございます。厚労省は新型コロナ感染症拡大による利用控えで、大幅な減収となっている介護保険のデイサービスなどの事業所を対象に、特別処置として、利用者の同意を条件に提供したサービスを上回る介護報酬の算定を認めました。町内にある通所リハビリテーション施設の利用者から、仕方なく同意書にサインし、6月分から料金が引き上げられた、このやり方、国の考えに怒りを覚えるといった声が私の所に寄せられました。コロナ禍においては利用者の生活も厳しい状況であり、利用者負担の増額分について、町独自に助成する考えはないでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。3点目に入ります。これは、国保税や介護保険料の引き下げについてでございます。8月から9月にかけて、私どもは町民アンケートを実施いたしました。そのアンケートをまとめたところ、暮らしで困っていることでは、国保税や介護保険料が高い、また、町政に望むことでは介護保険料の引き下げや利用料の減免、そういったのがそれぞれ第1位でした。現在、来年度予算を編成しておりますが、町としてこれらの声を反映した何らかの軽減が考えられないでしょうか。また、国保税で、子どもの数に応じてかかる均等割額について、独自に減免する自治体が増えてきております。町でも実施してはいかがでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。4点目、これは放課後児童クラブ預かり時間や麻生児童館の開館時間の延長についてでございます。町の児童クラブでは7時まで預かってもらえないため、松山市の小学校に行かせている。それから、麻生児童館は中高生も利用したいが、閉館時間が早くて利用できないとの声があります。松山市に通勤する町民は多数おいでます。また、塾やクラブ活動で開館時間に間に合わない中高生もいるようでございます。こういった声に応え、それぞれの所での時間延長を検討してはいかがでしょうか。町長のご所見をお伺いいたします。以上4点でございます。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えします。はじめに、新型コロナウイルス感染症対策に係る交付金の活用方法についてのご質問ですが、内閣府の地方創生臨時交付金につきましては、4月以降の定例会、臨時会でご説明させていただいております各種対策事業に活用することとして実施計画を提出、これまで4億4,100万円余りの事業内示を受けております。具体的には、雇用維持助成金、経営安定補助金、プレミアム商品券などの事業所支援、入手困難期における医療機関・福祉施設等へのマスクの配布、教育機関の臨時休校等に伴う子育て世帯への経済支援、公共施設及び避難所における感染症対策資器材の整備などのほか、GIGAスクール、高速ブロードバンド整備事業に挙げられております。今後の取組みといたしましては、先の臨時会でご承認いただきました新生児特別定額給付金や集会所感染症防止対策支援事業の準備を進めるとともに、本定例会におきましても、職員に感染者が発生した場合の分散執務を想定したネットワーク整備、学校等における感染症対策強

化のためのオゾン発生装置の購入などを提案させていただいております。また、医療機関や高齢者福祉施設等への支援を目的とした厚生労働省の緊急包括支援交付金につきましては、町内関係機関へ制度の周知を行うとともに、直営である砥部町デイサービスセンターについては、アクリルパネルや離れた家族とのオンライン面会のためのタブレットといった感染症対策資器材の購入費に活用する予定であり、今議会に補正予算を計上しております。ご承知のとおり、コロナウイルスの再拡大が進んでいる中、住民の安全と社会経済活動の維持を図るための支援は依然必要であり、引き続き交付金をはじめとした国の支援を最大限活用してまいりたいと考えております。次に、介護保険における利用者負担の軽減についてのご質問ですが、国の通知において、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的取扱いが示され、通所系サービス及び短期入所サービスについては、利用者からの同意が得られた場合に、2区分上位の報酬区分を適用する扱いが可能となり、直営の砥部町デイサービスセンターにおきましても臨時的取扱いとして適用をしております。1割負担の方で週3回、4週間デイサービスを利用した場合、月約240円から280円の増額となります。適用する回数は、月4回までとなっており、残りの利用分は通常の算定となります。現在のところ、この臨時的措置に伴う利用者の増額負担分を軽減するために、町が負担して利用料の軽減制度を設けて対応する予定はございませんが、社会保障制度の枠組みの中でしっかりと役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。次に、国保税、介護保険料の引き下げについてのご質問ですが、まず、介護保険料は、3年毎に行う介護保険事業計画の改定に合わせて算定をしております。現在、令和3年度から令和5年度の第8期計画の改定作業を進めており、改定にあたり、町内の65歳以上の方2,000人にアンケートを実施したところ、保険料も介護保険サービスも現状が妥当であるとの回答が31.1%と最も多く、保険料が高くなっても介護保険サービスが充実している方がよい。との回答と合わせますと44.5%の方が、必要なサービスを受けながら在宅で生活するためには、応分の負担が必要であることをご理解いただいていると感じております。一方で、介護保険サービスを抑えても、保険料が安い方がよいと答えられた方が20.5%おられることや、別の設問では、介護保険料はどちらかといえば高いと思うと答えられた方が52.5%おり、結果を重く受け止めております。低所得者の方への介護保険料の軽減につきましては、平成30年度から令和2年度まで3年連続で、国の制度改革に合わせて許される範囲内最大の率で軽減してまいりました。これに加えて町単独で保険料を軽減する考えはございませんが、今後も国の動向を見ながら介護保険財政の運営に取り組んでまいりたいと考えております。次に、国保税が高いという声に対して何らかの軽減が考えられないかのご質問ですが、国民健康保険は、平成30年度から県が財政運営の主体となっております。そのため、本町の国保税率は、県へ納める納付金がいくらになるかによって左右されます。令和2年度の予算編成では、県の示す納付金を国保税収で賄うことができないため、繰越金の一部を充当して税率を据え置くことといたしました。来年度の予算編成に向けては、現時点で県の納付金が示されておりませんので、まだ税率の検討に着手できておりませんが、国保の健全な財政運営や町民の負担の度合いを勘案しながら、適正な税率案を国保運営協議会に諮問し、その答申を

基に設定したいと考えております。また、子どもの数に応じてかかる均等割の減免を実施しては、とのご提案ですが、本件につきましては県に確認したところ、減免は個々の納税者の担税力によって決定すべきものなので、画一的な減免基準を設けるのは適当でないとの見解でございました。したがって、子どもに限定した一律的な均等割の減免につきましては慎重に判断すべきものだと考えておりますので、ご理解をいただけたらと思います。最後に、放課後児童クラブ預かり時間や麻生児童館開館時間の延長についてのご質問ですが、放課後児童クラブの預かり時間につきましては、現場の指導員からの要請や保護者対象のアンケート調査結果等を踏まえて、今年度から、通常保育時間と延長保育時間を、それぞれ30分ずつ延長して運営しております。このことにつきましては、保護者から再度の要望や苦情は、今のところ伺っておりませんので、コロナ禍の中でも比較的スムーズに運営ができていますものと自負しております。また、麻生児童館の閉館時間は、児童館運営委員会での協議を経て設定しており、防犯上の観点から、利用した児童の帰宅時間を、時季にあわせて暗くなる前に帰宅できるように設定をしております。現在は、新型コロナウイルス感染症対策として、どこの施設も開館時間を縮小する傾向にあるのが現状でございますが、児童クラブ・児童館ともに、開館時間だけでなく、今後の運営方針や業務内容につきましても、住民の皆様のご意向や世相を反映しながら、緊急性や必要性を鑑み、慎重に検討してまいりたいというふうと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。以上で、佐々木隆雄議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） まず、1点目の2つの交付金の中身については、私もずっと5月以降の1号補正等々、9月までのずっとわかる範囲で拾ってみまして、結構たくさん活用してるなというふうなことで、担当課の方でもいろいろご苦労もしてやっていたいなと改めて確認はさせていただいた次第です。これからもまた、より有効な活用についてはご尽力いただければと思います。少し細かな所になるんですけども、全国の知事会では、この地方創生臨時交付金の継続をというふうに言っておりますが、これについては、現在町長の方では何か状況というのは掴んでおられますか。特に無ければ無いで結構なんです。知事会の方では来年度以降も継続を求めているというふうなことなんですけども、県の方で、県知事の方で具体的に何か動きがあるのかどうかということなんです。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 現在のところ、私の方へはそういったことはきておりません。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 国、この地方創生臨時交付金の使い方がですね、当然国の給付金の上乘せのほかに、例えば上下水道料金、公共施設の使用料、公営住宅の家賃、給食費等の減免、PCR検査の拡充、医療機関や児童福祉施設の職員への慰労金などに幅広い活用が可能というふうになっておりますが、先ほどの報告との関係で、今私が言いましたのはですね、具体的な慰労金等々に使ったというふうな実績はあるんでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えします。医療品等の医療機器等に交付金を使った事例はございません。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 学童保育は社会を支える事業として、学校臨時休業中においても原則開業を求められるというふうな事だったと思うんですが、国の慰労金対象からはこれ外れてたんですね。臨時交付金を活用して、指導員への独自の給付を実施したというふうな自治体もあったようなんですが、この放課後児童クラブの指導員には町として何か対応をされたんでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 田邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（田邊敏之） 佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。児童クラブの指導員の先生方につきましては、4月以降便宜上、児童クラブの運営を中止しておることがございました。ただ、休止中につきましてもですね、出勤はしていただいて、本来は勤めていただくということでございますので、出勤はしていないという実情はございますが、子どもさんの面倒見る以外的是ね、クラブ内の準備活動に費やしていただくということですね、きっちりと賃金のほうは支給させていただいております。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 厚生省の方の緊急包括支援交付金というのは当然医療分野の慰労金だとか、感染拡大防止等の支援事業、それから介護分野支援、障害分野等々への支援を進めるというふうなことになっておりますし、さっきも言いましたようにですね、なるたけいろんな形で活用を進めていただければと思います。2点目の方に移ります。介護保険の関係で、利用者負担の所なんですけど、私の手元に届いたものなんですけども、町長も言われましたんですけど、新型コロナウイルス感染症に伴う特例加算について。このたび新型コロナウイルス感染予防対策を取りながら、サービス提供を継続していくうえで、事業所の諸経費負担分の対応として、特例の加算が厚生省より認められました。令和2年6月分からご利用の時間区分の2区分上位を適用させていただきます。下記をご参照の上、別紙同意書へのご記入にご協力ください。この方は要介護何々、利用回数何回、区分何時間以上何時間未満、いくらの加算になりますというふうな文書が本人の所に届きました。それを受け、これはお母さんが実際に入ってくるんですけども、息子さんなんですけど、仕方なく同意書にサインしたというふうなことにさっき冒頭で言いましたが、その理由としてはですね、介護事業所にはお世話になっている。近くのデイサービスの介護事業所がないし、赤字で潰れては困る。親もデイサービスに慣れて、皆と話ができることを楽しみにしているということで仕方なしにやっぱサインはしたんですというふうなことなんですけど、具体的にはこの方は毎月472円の加算で、年間で5,664円になる。なんか消費税が更に引き上げられたというふうな感覚になるというふうな事とか、今回のコロナ禍で介護事業所の赤字は、国や自治体が保障する気はないのかというふうなことも言われております。そういう意味では私も、よく今、テレビ等でも国の補正予算で7兆円がまだ、そのままになっているというふうな報道もされますが、例えばそうい

う予備費から補てんするようなことを国に働きかけることも必要ではないかというふうに思います。それで再度、町長にお尋ねいたしますが、この方のように年間で5,664円の負担増というふうなことを、これは独自に個人で対応してくださいということではなくって、町ではできないというふうな答弁だったんですが、再度このような方もおいでということで、検討をしていただけないかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。この制度については、私も国が制度を変えてやるべきだというふうに、個人の理解を得られればというふうなことは、ちょっと私個人的には疑問を持っておりますけれども、そういったことで、この制度そのものを国のほうが考えていただくというふうなことは、十分憂慮しておりますけれども、町がそれを独自でこの制度についての補てんをするというふうなことはいかがなものかというふうに思っておりますので、現在のところは考えておりません。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 先ほどの1点目のですね、緊急包括支援交付金がいろいろ医療分野や介護福祉分野に活用できるというふうなことなんですが、残念ながらこういうことで取り上げているようなデイサービス、介護保険料には使えないというふうなことなんですが、これを上手く活用する方法というのはいかなるのでしょうか。担当課長いかがでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） ただいまの佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。議員さんのおっしゃられたとおり、この新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を先ほどのデイサービス等の2段階アップの個人負担のところに充てられないかというご質問ですが、議員さんのおっしゃられたとおりですね、それに充てることはできません。ということで、この交付金を充てて軽減するということはできないんですが、答弁で申し上げたとおりですね、社会保障制度の枠組みの中で支援をさせていただいたらと思っておりますが、介護保険制度の仕組み自体がですね、要った費用の半分は公費負担、国、県、町が負担してですね、残り65歳以上の方が保険料で23%、それと若い40から64歳の方が27%ということで負担するような仕組みになっております。今回の2段階アップのその費用負担につきましてもですね、この皆が負担して支えていくと。今、施設が苦しんでおる、これに対する費用増についてもですね、それぞれが負担して制度を支えるべきと考えておりますので、ご理解をいただいたらと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） せっかく厚労省がこういう交付金を片方を出しながら、片方では事業者の所にあなたの良いうようにしてもいいよというふうな、個人的には納得がいかない部分があるんですが、具体的に今の制度でも難しいということであるんですが、関連しますのちよっと3番目の方に移っていきたいと思います。まず、子どもの数の関係の方から先にいきたいと思いますが、家族人数による均等割、子どもの人数分も大人同様の負担に当然なると。2019年、少し前になるんですが、私ども共産党で調べました結果がしんぶん赤旗で報道

されました。その当時なんですけども、全国の25の自治体で軽減の取り組みが始まっていると。9自治体では、高校生まで均等割を免除してますと。そのうち3自治体では、全額免除をしているというふうな全国的には事例があったようです。例えば第2子や第3子以降の子どもの均等割を減免する多子世帯減税や所得制限を設ける対象を大学生世代まで広げる自治体もあるというふうなこともあるようです。町長の答弁の中でもいろんなことでなかなか算定の仕方も難しいというふうなこともあったんですが、具体的にこういうふうな自治体もあるようですので、町でも検討をしていただければと思います。それから、全国の知事会、全国市長会、全国町村会など地方団体は加入者の所得が低い国保が他の医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題が、というふうに言っております。そしてこれを解決するためには、公費投入、国庫負担を増やして、国保税、国保料を引き下げることが国に要望もずっとしているようでございます。日本共産党では1兆円の公費投入で国保料、国保税を引き下げることができるんじゃないかというふうなことを提案させてもらってることも付け加えさせていただきたいと思います。高すぎる保険料を引き下げて、国保の構造的な問題を解決するには公費を投入するしかない。先ほど、全国の知事会や市長会、町村会などの団体が申し出ておるといふふうに言いました。この国保制度がスタートした当初、政府は国民健康保険は被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業所負担がないことなどなどのため、どうしても相当額、国庫が負担する必要があるということを認めておりました。ところが自民党政権が1984年の法改正で国保への定率国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担をずっと抑制をし続けてきております。なお、国保の加入者の構成もかつては7割が農林水産業と自営業でしたが、今は無職と非正規労働者などの被用者で合わせて8割近くにもなっているそうです。国保に対する国の責任の後退と、国保加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で、国保料、税の高騰が止まらなくなってきました。国保財政への公費負担は、国と都道府県で4.6兆円。そのうち国が75%、都道府県が25%を負担しております。先ほど言いましたように、これを1兆円増やせば、国保料、税を協会けんぽ並みに引き下げることができます。財政力の弱い県には、交付税措置などを検討するというふうなこともあるんじゃないでしょうか。そしてその財源は、私もいろんな機会に言っておりますが、大株主や大企業への優遇税制を正すということで作ることができます。もう1つ、言わせていただきます。人間の頭数に応じて課税する人頭税は、元々古代に作られた税制で、人類史上最も原始的でそして過酷な税だとされております。この時代錯誤な仕組みを廃止して、逆進的な負担を無くしていくべきではないでしょうか。全国で均等割、平等割として徴収されている保険料、税その額およそ1兆円です。公費を1兆円投入すれば、均等割や平等割を無くすることもでき、多くの自治体で協会けんぽなどの保険料、保険税にすることができるんじゃないでしょうか。これは答弁は要りませんが、私ども日本共産党でこの間一貫して言ってることですし、私もそういうふうに思います。これを具体的にこの町へというふうなことは難しいわけですが、やはりこの現場と言いますか、地方自治体からもこの制度についてはもっと考え直すべきだという声を強くあげていただくことを要望したいと思います。4点目の放課後児童クラブの関係では、たまたま、この方は松山で仕事をされてて、こちらの方

では時間的に間に合わないということではございませぬ、先ほどの答弁では、具体的にはアンケートも取ったり、声を聞いたりする中で対応して、今の利用者の所では特に不満も出ていないというふうなことでございませぬ、その点は安心はいたしました。ただ、私も書いてますように、松山の方で仕事で通勤してる方というのは多数おいでるかと思ひます。ひょっとしたら無理をして、仕事を切り上げてしてるような方もおいでるかと思ひますが、もう少し実態を掴んでいただいて、具体的に時間延長を可能であれば対応をお願いしたいなというふうに思ひます。あと、児童クラブの関係では、たまたまと言ひますか、児童クラブの様子を見に行つた時に中高生から、来たいんだけど来れないんだというふうな声何人かの子どもさんが、というか中高生から言われたんで、検討をしてほしいなというふうな声がありましたので、早速こうやってお伝えした次第でございませぬ。様々な事情もあろうかと思ひますけども、引き続いてこういう声にこたえられるような仕組み作りも検討していただければというふうに思ひます。以上滔々と申し上げましたが、私のつたない質問等に対応していただいた町長はじめ、理事者の皆さんにはこの場で感謝の意を表したいと思ひます。ありがとうございました。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 佐々木隆雄君の質問を終わります。10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 10番面岡利昌でございませぬ。2問、質問をいたします。まず、今日一般質問ができます事、本当に誇りとありがたいなという感じと同時に、大変不安を感じておりますので、不手際があるかもしれませんが、お許しをお願いいたします。まず第1問、コロナ禍における基幹産業の維持についてお尋ねをいたします。現在、国内外共に新型コロナウイルスの感染拡大の防止と経済活動の両立という大変難しい問題に直面をしており、本町においても同じことが言えます。本町において、新型コロナウイルス感染拡大を防止するための対応、また、経済活動、特に基幹産業である砥部焼と農業を継続、そして維持していくための対策について、町長のご所見をお伺ひいたします。第2問でございませぬ。今後の公共施設の在り方についてお尋ねをいたします。近年、全国的に人口減少が進む中、空き家や中山間地の廃校など、もちろん耕作放棄地なども増加をしておりますが、深刻な社会問題となつており、それを止めることはほとんど不可能であろうというふうな思ひております。できる限り、その過疎の速度を下げることはできると思ひます。そこで、本町における公共施設の新設は必要最小限度にとどめ、既存施設の有効利用や、近隣の自治体と連携し施設の相互利用を図る。また、赤字経営の施設については統廃合するなど、今後の在り方を十分検討し、スピード感を持って対応すべきと考えますが、町長のご所見をお伺ひいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員のご質問にお答えします。はじめに、コロナ禍における基幹産業の維持についてのご質問ですが、まず、新型コロナウイルス感染拡大を防止するための対応につきましても、法律上、感染症対策の実施主体は県となるため、本町では、国、県の要請に応じた協力を適切かつ迅速に行つております。具体的には、広報やホームページによる感染症対策の普及啓発や注意喚起の実施のほか、集会やイベントの対応、施設の貸出基準の策定など、感染リスクを下げるための対策を実施してしております。次に、基幹産業である

砥部焼と農業を維持していくための対策についてでございますが、砥部焼関連では、事業者が独自に実施しているテント市等の販売イベントのPRや、オンライン販売の準備など、販売推進に向けた支援を行っております。また、第2弾のプレミアム商品券事業なども予定しており、砥部焼関連の事業者も含め、コロナ禍での販売の落ち込みを解消するための対策を実施しております。農業では、売り上げの減少など影響を受けた高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者に交付される高収益作物次期作支援交付金や、感染症対策を行い、販路回復、機械設備の導入に取り組む農業者への経営継続補助金など、農業経営者を支援する取り組みを実施しております。11月に入り、新型コロナウイルス感染者が急激に増加し、コロナ禍における感染拡大の防止と経済活動を両立することの難しさはございますが、今後も引き続き感染症対策に努め、基幹産業を支援してまいります。次に、今後の公共施設の在り方についてのご質問ですが、厳しい財政状況の中、既存施設の長寿命化と集約、有効活用を図り公共施設を最小限にとどめる必要があることはご指摘のとおりでございます。本町では、平成25年度末に、公共施設の今後のあり方と長寿命化に関する指針を定め、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の平準化を図りつつ、公共施設の更新、統廃合を進めております。これにより、広田地区小学校の統合、学校給食センターの統合改築、中央公民館の大規模改修に伴う社会福祉協議会事務所の受け入れ、児童館と高齢者福祉施設機能を集約した総合福祉センターはらまの建設などを行い、利用者の利便性、安全性の向上を図っております。また、集約により空き施設となった建物、用地につきましても、地域や民間事業所への貸し出し、近隣公共施設の駐車場として順次有効活用を進めているところでございます。公共施設のあり方につきましては、健全な行財政運営にとりましても重要な課題でありますので、近年の人口減少、人口構成の変化、多様化する住民ニーズに対応した公共サービスの提供を維持しつつ、引き続き、施設の最適化と民間活力の活用を幅広く検討してまいりたいと考えております。以上で、面岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 今、コロナの流行等ですね、基幹産業の育成についてのお答えをいただきました。まず、コロナ対策では、国や県のいろいろな方針と言いますか、そういうことに基づいてやっていくということでございますけれどもですね、町独自でやはり今言われております基本に忠実にまず睡眠を取りますとか、栄養を取る、危険な場所へはあまり近寄らないというような自主的な皆さんの判断をですね、していただくように福祉課なり、そこらあたりがちゃんとマニュアルのようなものを作ってください、啓蒙をしていくような考えはございませんか。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） コロナの問題の心配につきましては、皆様方、町民の皆様、全国民の皆様が心配しておるというふうなことで、私どもも今議員さん申されましたように、啓発とかそういった所に力を入れていくというふうなところが、地方自治体に課せられた分でございます。大きな問題につきましては、国、県というふうなことでございますが、今言われ

ましたようなことの啓発については、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（政岡洋三郎） 10 番西岡利昌君。

○10 番（西岡利昌） そういうことで、流行の方はやはり自主的に、自分自身が自分を守るんだというようなことを町民の皆さんに周知徹底をしていただくような方法も考えていただく。それと同時にですね、基幹産業の砥部焼とかいろいろな物品を売るということに関してですね、いろいろな行事が中止をされております。そういう中で、外でテントを張って、大概、屋外というんですかね、そういう所で風通しの良い所でできる範囲、最小限度でも、何とかやるということをやられることに対しては、応援をしていってあげるといようなことは、あんまりお考えではないでしょうか。どうなんでしょう。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 砥部焼の販売につきましては、砥部焼まつり等中止したというふうなことで、かなり皆様方も影響あったかと思えますけれども、それに伴いまして、ネット販売でありますとか、テント市でありますとか、個々での販売とか、いろんな工夫をされて、新しい販売の方法も皆様方工夫をして頑張っていたいておるといふふうに思っております。もう、年明けますとまた、春の砥部焼まつりがありますし、これの開催についても私どもも苦慮をしておるところでございますが、議員さんご質問されましたように、いろんな角度でこの問題については、農業も含めて私どもでできる範囲の事はしたいというふうに思っておりますけれども、なかなかこれを皆様方が十分満足できるようなことができるかどうかというのは疑問もございまして、十分努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（政岡洋三郎） 10 番西岡利昌君。

○10 番（西岡利昌） 第2問の公共の施設の在り方について、今町長言われましたように、こういう時代でございますので、なかなか高度成長というようなことは、まず頭から捨てなければならない。そういうところで、統廃合とかいろいろできることは節約をしていって、次の時代の人にあまり負担をかけないようにしっかりとするというお考えを今お聞きして安心をしたところでございます。今後ともそういうことを考えていただくように、と同時にもうこれ最後でございますので、私たちがとやかく言うことではなく、次のまた方々がこういうことは真剣に考えて受け継いでいっていただくことを心から期待をいたしまして、最後の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 西岡利昌君の質問を終わります。以上で、一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、全員協議会を開催します。

午前 10 時 32 分 休憩

午前 11 時 0 分 再開

日程第6 議案第49号 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長(政岡洋三郎) 再開します。日程第6、議案第49号、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松下介護福祉課長。

○介護福祉課長(松下寛志) 議案第49号の説明をさせていただきます。議案書をご用意ください。議案第49号、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。令和2年12月3日提出、砥部町長佐川秀紀。2ページの提案理由をご覧ください。地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正により、特例基準割合の用語が延滞金特例基準割合に改められたことから、本町における所要の規定をまとめて改正するため提案するものです。改正内容についてご説明いたしますので、議案第49号資料1をご覧ください。介護保険条例の新旧対照表でございます。用語の改正は、第7項4行目でございます。現行、特例基準割合を延滞金特例基準割合に改めております。また、現行5行目から6行目にかけて、規定により告示された割合を規定する平均貸付割合に改めております。この2点が用語の改正の主なもので、その他はこの改正に合わせて所要の改正を行っております。1ページにお戻りください。第2条以降、関係する5つの条例について第1条と同じ改正を行っております。2ページの附則をご覧ください。施行期日でございます。この条例は、令和3年1月1日から施行する。第2項、経過措置でございます。この条例による改正後のそれぞれの条例の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対する延滞金について適用し、同日前の期間に対する延滞金については、なお従前の例によるものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(政岡洋三郎) 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(政岡洋三郎) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(政岡洋三郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[全員起立]

○議長(政岡洋三郎) 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第49号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7	認定第 1 号	令和元年度砥部町一般会計決算認定について
日程第 8	認定第 2 号	令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第 9	認定第 3 号	令和元年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第 10	認定第 4 号	令和元年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について
日程第 11	認定第 5 号	令和元年度砥部町とべの館特別会計決算認定について
日程第 12	認定第 6 号	令和元年度砥部町とべ温泉特別会計決算認定について
日程第 13	認定第 7 号	令和元年度砥部町農業集落排水特別会計決算認定について
日程第 14	認定第 8 号	令和元年度砥部町浄化槽特別会計決算認定について
日程第 15	認定第 9 号	令和元年度砥部町公共下水道事業会計決算認定について
日程第 16	認定第 10 号	令和元年度砥部町水道事業会計決算認定について

(決算特別委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 7、認定第 1 号、令和元年度砥部町一般会計決算認定についてから、日程第 16、認定第 10 号、令和元年度砥部町水道事業会計決算認定についてまでの 10 件を一括議題とします。決算特別委員長の報告を求めます。中島決算特別委員長。

○決算特別委員長（中島博志） 決算特別委員会審査報告を申し上げたいと思います。令和 2 年第 3 回定例会において、閉会中の継続審査として決算特別委員会に付託されました、認定第 1 号から認定第 10 号までの決算認定に関する 10 件について、審査の結果をご報告申し上げます。去る 9 月 28 日、30 日、10 月 2 日の 3 日間、本特別委員会を開催し、令和元年度の砥部町各会計の決算について、各担当課から、歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づいて説明を求めました。予算執行状況の適否並びにその行政効果等について審査を行いました。その結果、各会計の決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、いずれも適正に執行されていると認められ、よって認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。今回の審査において各委員から出された意見、要望等については、十分ご検討の上、今後の町政運営に反映していただくことを申し添えまして、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 件については、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって認定第 1 号から認定第 10 号までの 10 件については、一括して討論及び採決を行うことに決定しました。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。認定第1号から認定第10号までの10件に対する委員長の報告は認定です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって認定第1号から認定第10号までの10件は、委員長の報告のとおり認定されました。

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会します。

午前11時8分 散会

令和2年第4回砥部町議会定例会（第2日）会議録

招集年月日	令和2年12月4日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和2年12月4日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1 番 柿本 正 4 番 東 勝一 8 番 松崎浩司 11 番 政岡洋三郎 14 番 中島博志	2 番 佐々木公博 6 番 佐々木隆雄 9 番 大平弘子 12 番 山口元之 15 番 平岡文男	3 番 原田公夫 7 番 森永茂男 10 番 面岡利昌 13 番 井上洋一 16 番 三谷喜好
欠席議員	なし		
地方自治法 第121条第1 項の規定に より説明の ため会議に 出席した者 の職氏名	町 長 佐川秀紀 教育長 大江章吾 企画政策課長 伊達定真 戸籍税務課長 門田 巧 介護福祉課長 松下寛志 建設課長 門田 作 生活環境課長 小中 学 会計管理者 富岡 修 学校教育課長 門田敬三	副町長 上田文雄 総務課長 岡田洋志 商工観光課長 高橋 桂 保険健康課長 池田晃一 子育て支援課長 田邊敏之 農林課長 大内 均 上下水道課長 藤田泰宏 広田支所長 山本勝彦 社会教育課長 町田忠彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 堀潤一郎 局長補佐 楠 耕一		
傍 聴 者	1人		

令和2年第4回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- 日程第 1 議案第 50 号 砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 51 号 砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 52 号 砥部町景観条例の制定について
- 日程第 4 議案第 53 号 砥部町水道事業審議会条例の制定について
- 日程第 5 議案第 54 号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 55 号 砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 56 号 令和2年度砥部町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 8 議案第 57 号 令和2年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 58 号 令和2年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 議案第 59 号 令和2年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 11 議案第 60 号 令和2年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 議案第 61 号 令和2年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）

・散 会

令和2年第4回砥部町議会定例会

令和2年12月4日（金）

午前9時30分開議

○議長（政岡洋三郎） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第50号 砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の制定について

（説明、質疑、総務常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第1、議案第50号、砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） それでは、議案第50号の説明をさせていただきます。砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のように定める。令和2年12月4日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の4ページをお願いいたします。公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙運動費用の公費負担が拡大されることから、本町においても資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を保てるよう選挙運動費用の一部を公費で負担するため、提案するものでございます。すみません。1ページにお戻りください。この条例は選挙運動用自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成の公費負担について定めております。第2条では、選挙運動用自動車のハイヤー方式による上限額を6万4,500円とし、選挙運動期間の5日間を乗じた額を総額としております。2ページをお願いします。第4条では、支払手続き及び第2項では、個別契約に係る上限額を自動車1台に限り1万5,800円、燃料代を7,560円、運転手の報酬を1万2,500円とそれぞれ定め、選挙運動期間の5日間を乗じた額を上限額としております。3ページをお願いいたします。第8条では、ビラの1枚当たりの作成単価限度額を7円51銭と定めています。第11条では、ポスターの1枚当たりの単価限度額の計算方法を定めております。共通事項といたしまして、選挙運動用自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成において、有償契約を締結し、選挙管理委員会への届け出、費用の支払いは当該契約者等へ支払うこと、また、供託金を没収された場合は公費負担は行えない旨を定めております。4ページをお願いします。附則でございます。この条例は公布の日から施行し、公布以後に告示される選挙について適用することとしています。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第50号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

よって議案第 50 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 2 議案第 51 号 砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について

（説明、質疑、総務常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 2、議案第 51 号、砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） それでは、議案第 51 号をお願いいたします。砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について。砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を次のように定める。令和 2 年 12 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、裏面 2 ページをお願いいたします。公職選挙法第 172 条の 2 の規定による任意制選挙公報の発行について、砥部町議会議員及び砥部町長の選挙においても選挙公報の発行を行うため、提案するものでございます。すみません。1 ページにお戻りください。この条例は、選挙公報の発行に関し必要な事項を定めています。第 2 条では、候補者の氏名、経歴、政見等及び写真を掲載し、選挙ごとに 1 回発行することを定めております。第 3 条では、掲載の申請日や記載内容について定めています。第 4 条では、掲載順をくじで行うことや、原文をそのまま掲載することなど、発行手続きについて定めております。裏面 2 ページをお願いします。第 5 条では、新聞折込みや選挙人が容易に入手できる場所へ備え置くなど、配布方法について定めております。第 6 条では、公職選挙法に定める無投票の時や、天災その他特別な事情がある時に発行を中止することを定めております。附則でございます。この条例は公布の日から施行することとしております。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。13 番井上洋一君。

○13 番（井上洋一） この第 4 条の掲載文を原文のままという項目ですが、このあたり原文のままというんは、その内容ですからわかりませんが、問題があることはないんでしょうかね。原文というのは。

○議長（政岡洋三郎） 岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） 井上議員さんの質問にお答えします。こちらにつきましては、第 3 条の申請のところでございますが、第 2 項に候補者の責任を自覚しというところがございますが、そちらの方の文言をご理解いただいた上で原稿を作成いただきまして、原文のまま掲載したらと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。7 番森永茂男君。

○7 番（森永茂男） 前にちょっと説明をいただいた大きさですね、16 人なら 16 人、17 人

なら17人の載るのは、新聞の半分ぐらいの大きさやったんですかね。それをちょっと確認したいんで回答をお願いします。

○議長（政岡洋三郎） 岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） 森永議員さんの質問にお答えさせていただきます。サイズにつきましてはB4サイズ、この大きさでございます。この大きさのモノクロ両面でございます。片面に10名の方で、この枠が1名分の記載枠という事でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 7番森永茂男君。

○7番（森永茂男） それはちょっと見づらいたともあると思うんですけど、大きくする予定はないんですか。

○議長（政岡洋三郎） 岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） 森永議員さんの質問にお答えさせていただきます。こちらのサイズにつきましては、去る選挙管理委員会が開催されまして、そちらの方でご承認をいただいておりますので、B4のまま今回につきましては、サイズは変更ございませんのでよろしくお願いたします。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。

[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第51号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

よって議案第51号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

### 日程第3 議案第52号 砥部町景観条例の制定について

#### (説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第3、議案第52号、砥部町景観条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田建設課長。

○建設課長（門田作） 議案第52号をお願いいたします。砥部町景観条例の制定について。砥部町景観条例を次のように定める。令和2年12月4日提出、砥部町長佐川秀紀。議案書の5ページをお願いいたします。提案理由でございますが、景観法の施行に関し行為の規制等、必要な事項を定めるとともに、本町の特性を活かした良好な景観形成を図るため、本条例の制定を提案するものでございます。1ページにお戻りください。条例の内容についてご説明させていただきます。砥部町景観条例は、6つの章と19の条文で構成されております。第1章、総則では第1条で目的を、第2条で定義について規定をしております。2ページをお願いいたします。第3条から第5条で、良好な景観形成を一体的に図るため、町、町民、事業者の責務について規定しております。第2章、景観計画では、第6条で景観計画区域を町の

全域とし、景観計画の策定及び変更について規定しております。第3章、景観法に基づく行為の制限等では、第7条で周辺の景観との調和に配慮した景観まちづくりを基本とし、景観形成基準を規定しております。3ページをお願いいたします。第8条から4ページの第15条では、行為の届出のほか、当該届出に係る行為が基準に適合しないと認める時の助言、指導及び勧告について規定しております。第4章、景観重要建造物等では第16条、第17条で景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の手続きについて規定をしております。第5章、景観審議会では、第18条で良好な景観の形成に関する重要な事項を調査し、審議するための砥部町景観審議会の設置について規定しております。第6章、雑則では、第19条でこの条例に関し必要な事項は規則で定めることを規定しております。5ページをお願いいたします。附則としまして、1、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。附則2、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。議案第52号の資料をお願いいたします。別表、都市計画審議会委員の項の次に、次のように景観審議会委員日額7,000円を加えるものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 5章の審議会の関係なのですが、メンバーは何人ぐらいの構成なのか。それから具体的にどういう方が想定されるのか。それから審議会の開催計画と言いますか、例えば、年に1回とか、そういうふうなことがちょっとここでは読み取れないので、説明をお願いします。

○議長（政岡洋三郎） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。審議会の事に関しましては、施行規則の方で定めることとさせていただいております。審議会の委員は10名以内で組織することとして、学識経験者、関係団体の代表者、区長、公募または議長が推薦する者及び町職員で構成する予定でございます。任期は2年以内とし、問題にある案件が出てきた場合にですね、審査する案件、そのへんが出てきた場合にこの審議会を開催したいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第52号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第52号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。



日程第4 議案第53号 砥部町水道事業審議会条例の制定について  
(説明、質疑、産業建設常任委員会付託)

○議長(政岡洋三郎) 日程第4、議案第53号、砥部町水道事業審議会条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。藤田上下水道課長。

○上下水道課長(藤田泰宏) それでは、砥部町水道事業審議会条例の制定についてご説明申し上げます。議案第53号、砥部町水道事業審議会条例の制定について。砥部町水道事業審議会条例を次のように定める。令和2年12月4日提出、砥部町長佐川秀紀。2ページをお願いいたします。1番下、提案理由でございます。砥部町水道事業審議会を設置し、適正な水道料金等について審議するため提案するものでございます。それでは、条例の概要につきましてご説明申し上げますので、1ページへお戻りください。まず、第1条では、審議会を設置する旨を規定し、第2条で所掌事務を定めております。第3条では、審議会の組織として委員の人数を、第4条で委員の構成を定めております。第5条では委員の任期を、第6条で会長及び副会長を置くことなどを定めております。2ページをお願いいたします。第7条では会議は会長が招集し、その議長となる事。第8条で、審議会の庶務は上下水道課で処理することについて定めております。第9条では、委員の報酬及び費用弁償について。第10条では、この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める旨を定めております。附則でございます。施行日につきましては、公布の日からといたしております。第53号資料、新旧対照表をご覧ください。当審議会委員は非常勤の特別職としまして、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に本委員を加えたいと考えておりますので、同条例、別表、下水道事業審議会委員の項の次に本委員を加える一部改正も併せてご提案するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(政岡洋三郎) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長(政岡洋三郎) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第53号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(政岡洋三郎) 異議なしと認めます。

よって議案第53号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第54号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長(政岡洋三郎) 日程第5、議案第54号、砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（門田巧） それでは、議案第 54 号についてご説明申し上げます。議案書をご覧ください。議案第 54 号、砥部町国民健康保険税条例の一部改正について。砥部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 2 年 12 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、裏面 2 ページをご覧ください。令和 2 年 9 月 4 日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令の国民健康保険税の改正部分が令和 3 年 1 月 1 日から施行されることに伴い、所要の規定の整備を行うため、提案するものでございます。今回の主な改正内容でございますが、個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について基礎控除額相当分の基準額を 43 万円に引き上げる等の規定の整備を行うものでございます。それでは、改正箇所についてご説明いたします。別添の議案第 54 号資料、新旧対照表をご覧ください。1 ページから 3 ページの第 23 条、国民健康保険税の減額、第 1 号から第 3 号では、個人所得課税の見直しに伴う軽減判定所得基準の見直しのため、基礎控除相当額の基準額を現行の 33 万円から 43 万円に 10 万円引き上げています。3 ページから 4 ページの附則第 6 項、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例では、軽減判定所得基準の見直しに合わせた規定の整備を行っています。それでは議案書にお戻りください。2 ページでございますが、裏面の附則でございます。附則第 1 項では施行期日について、この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行することとしております。附則第 2 項では適用区分について、改正規定は令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
〔「質疑なし」声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 54 号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第 54 号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 6 議案第 55 号 砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 6、議案第 55 号、砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 議案第 55 号の説明をさせていただきます。議案第 55 号、砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例を次のように定める。令和2年12月4日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由をご覧ください。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布され、管理者要件について省令に沿った改正にするため、提案するものでございます。改正内容についてご説明いたしますので、議案第55号資料1をご覧ください。新旧対照表でございます。改正案をご覧ください。第2項、前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員でなければならないの後に、ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を前項に規定する管理者とすることができるを加えるものです。次に、附則の経過措置でございます。第2項の経過措置を適用する期間を平成33年3月31日を令和9年3月31日まで延長しております。次に第3項で、第2項の令和3年4月1日以降の適用について加えております。これは令和9年3月31日までの経過措置の適用を受けることができるのは、令和3年3月31日時点で管理者が介護支援専門員である事業所とするものです。本文にお戻りください。附則でございます。この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定、同項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行するものです。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。8番松崎浩司君。

○8番（松崎浩司） この今回の条例改正は、省令の一部を改正されたことに伴って条例改正をしたということで理解しておりますが、そしてこの、指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。本来であれば、主任介護支援専門員を管理者に置くべきところが確保が難しい時には、介護支援専門員を管理者とすることができるというふうに理解しておりますが、砥部町の場合は、そういう事態になる可能性があるんでしょうか。また、現在そうなってるのかどうかお尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） ただいまの松崎議員さんのご質問にお答えします。居宅介護支援事業所が砥部町内には8事業所ございます。そのうちの3事業所について、主任介護支援専門員を管理者とすることができておりません。これは全国的に主任介護支援専門員の人員の確保が難しい状態にございまして、現在大体4割の事業所についてその確保ができてないことに伴いまして、この期限を令和9年の3月31日まで延長するというところでございます。ただ、やむを得ない事情の場合で、介護支援事業所のひろたにつきましては、中山間の地域にあるという事で、ここについては期限が定めておりません。ということで、実質今、満たせてないのは、2事業者という事になります。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） ほかにございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第55号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第 55 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

- 日程第 7 議案第 56 号 令和 2 年度砥部町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 8 議案第 57 号 令和 2 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 58 号 令和 2 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 59 号 令和 2 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 60 号 令和 2 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 61 号 令和 2 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）  
（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 7、議案第 56 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 7 号から、日程第 12、議案第 61 号、令和 2 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号までの 6 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。岡田総務課長。

○総務課長（岡田洋志） それでは、私の方から議案第 56 号の一般会計補正予算から議案第 59 号、浄化槽特別会計補正予算第 2 号までについてご説明をさせていただきます。はじめに、一般会計についてご説明させていただきます。補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 56 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 7 号。令和 2 年度砥部町の一般会計補正予算第 7 号は次に定めるところによる。歳入歳出予算補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 6,399 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 117 億 5,516 万 8 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。債務負担行為補正。第 2 条、債務負担行為の追加は、第 2 表、債務負担行為補正による。地方債補正、第 3 条、地方債の変更は、第 3 表、地方債補正による。令和 2 年 12 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3 ページをお願いいたします。歳出でございます。全般的事項といたしまして、期末手当を含む職員手当、給与、共済費等の人件費補正を行っております。それでは歳出補正の主なものについてご説明をいたします。2 款総務費でございますが、819 万 7 千円追加し、33 億 6,587 万円としました。4 項選挙費では、公職選挙法の改正に伴う町議会議員及び町長選挙における選挙運動費用の公費負担に係る経費 1,401 万 3 千円を追加しております。3 款民生費でございます。311 万 3 千円追加し、31 億 9,219 万 7 千円としました。1 項社会福祉費では、障害福祉サービス及び障害児通所支援についての報酬改定と制度改正に対するシステム改修委託料 198 万円を追加しています。実績に基づく精算により、令和元年度愛媛県後期高齢者医療広域連合市町負担金不足額 658 万 7 千円の追加などがございます。4 款衛生費でございます。995 万 4 千円追加し、7 億 1,315 万 2 千円としました。2 項清掃費では、粗大ごみの増加による処分料 316 万 6 千円を追加、美化センターのプラント故障と固形燃料買取終了に伴い、松山市及び処理業者に委託する処分料 1,248 万 6 千円の追加などがございます。6 款、農林水産業費でございますが、186 万 4 千円追加し、2 億 5,818

万3千円としました。1項農業費では、人・農地プランの策定地域を対象とし、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域へ交付する協力金として、278万9千円の追加などがございます。8款土木費でございます。566万9千円減額し、6億4,200万6千円としました。4項都市計画費では、浄化センターの汚泥処分方法を変更したことにより、公共下水道事業会計補助金600万円の減額などがございます。5項住宅費では、町営住宅家賃の滞納者に対し住宅明け渡しの強制執行を行うための関係経費101万2千円を追加しております。10款教育費でございますが、462万1千円追加し、13億7,182万7千円としました。1項教育総務費では、タブレットを活用した家庭でのオンライン学習環境を整備するため、インターネット環境が整っていない家庭に対しまして、モバイルWi-Fiルータを貸与するための備品購入費63万円の追加などがございます。2項小学校費及び3項中学校費では、オゾン発生装置を設置するための備品購入費486万8千円、教師用教科書及び指導書を購入するための消耗品費379万9千円の追加などがございます。11款災害復旧費でございますが、3億4,500万円追加し、4億円としました。4ページをお願いします。1項公共土木施設災害復旧費は、7月の梅雨前線豪雨により被災した道路施設等の復旧工事に伴う関係経費1億2,500万円を追加、2項農林水産業施設災害復旧費も梅雨前線豪雨により被災した農地、農業施設等の復旧工事を行うための関係経費2億2,000万円の追加でございます。次に歳入でございます。2ページをお願いします。12款分担金及び負担金2,200万円追加、14款国庫支出金を2億2,873万7千円追加、15款県支出金495万2千円追加、19款繰越金1,742万9千円を追加、20款諸収入を22万円減額、21款町債を9,110万円追加しております。5ページをお願いします。債務負担行為補正でございます。令和3年2月末で契約終了となる子育てモバイルサービス事業システムの利用料に対する債務負担で、期間は令和3年度から令和7年度の5年間、限度額を194万7千円でございます。これは子育て世帯が安心して子育てができるよう予防接種や検診などの情報が送られるシステムでございます。6ページをお願いします。地方債補正でございます。災害復旧事業といたしまして、公共土木施設及び農業用施設災害復旧事業に充てるため9,110万円を追加しているものでございます。一般会計につきましては以上でございます。続きまして、国民健康保険事業特別会計についてご説明をさせていただきます。予算書をお願いいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第57号、令和2年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号。令和2年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正。第1条、事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ836万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億8,930万2千円とする。直営診療施設勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,649万8千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。令和2年12月4日提出、砥部町長佐川秀紀。3ページをお願いいたします。事業勘定の歳出でございます。3款、国民健康保険事業費納付金は財源組替を行っております。7款諸支出金は836万5千円追加し、2,536万7千円としました。主なものは、保険給付費等交付金及

び特別交付金の精算に伴いまして、超過交付分を返還するための償還金 782 万 4 千円の追加などでございます。2 ページをお願いします。事業勘定の歳入でございますが、1 款国民健康保険税 423 万 2 千円減額、3 款国庫支出金 286 万 3 千円、4 款県支出金 191 万円、5 款繰入金 105 万 2 千円、6 款繰越金 109 万 9 千円、7 款諸収入 567 万 3 千円をそれぞれ追加いたしました。5 ページをお願いします。直営診療施設勘定の歳出でございます。1 款総務費 33 万 3 千円減額し、4,860 万 9 千円としました。こちらは人件費の補正でございます。4 ページをお願いします。直営診療施設勘定の歳入でございますが、8 款繰入金、他会計からの繰入金を同額減額しております。国民健康保険事業特別会計につきましては、以上でございます。続きまして、介護保険事業特別会計予算書をお願いいたします。介護保険の特別会計補正予算書 1 ページをお願いいたします。議案第 58 号、令和 2 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号。令和 2 年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正。第 1 条、保険事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,194 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 1,209 万 9 千円とする。介護サービス事業勘定は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 58 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,062 万円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 2 年 12 月 4 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは、3 ページをお願いします。保険事業勘定の歳出でございます。1 款総務費は 234 万 3 千円追加し、3,440 万 4 千円としました。法改正に対応するため介護保険システムの改修委託料の不足分でございます。4 款地域支援事業費は 74 万 9 千円減額し、1 億 2,761 万 7 千円としました。財源組替及び人件費の補正でございます。5 款基金積立金は 1,023 万 3 千円追加し、5,854 万 3 千円としました。介護保険事業運営基金への積立金でございます。7 款諸支出金は、過年度保険料還付金を 11 万 9 千円追加し、1,390 万 9 千円としました。2 ページをお願いします。保険事業勘定の歳入でございます。1 款介護保険料 74 万 6 千円減額、3 款国庫支出金 1,264 万 1 千円追加、4 款支払基金交付金 1 万 2 千円減額、5 款県支出金 13 万 9 千円減額、7 款繰入金 20 万 2 千円追加しました。5 ページをお願いします。介護サービス事業勘定の歳出でございます。2 款サービス事業費を 58 万 3 千円追加し、5,060 万 5 千円としました。砥部町デイサービスセンターの新型コロナウイルス感染症対策としての備品等の購入費でございます。4 ページをお願いします。介護サービス事業勘定の歳入でございませぬ。2 款繰入金 5 万 5 千円、4 款県支出金 52 万 8 千円をそれぞれ追加しております。介護保険事業の特別会計につきましては以上でございます。続きまして、浄化槽特別会計についてご説明をいたします。補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 59 号、令和 2 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 2 号。令和 2 年度砥部町の浄化槽特別会計補正予算第 2 号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,953 万 5 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。令和 2 年 12 月 4 日提出、砥部

町長佐川秀紀。それでは3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款浄化槽点検管理費7万8千円減額し、7,349万2千円としました。人件費の補正でございます。2ページをお願いいたします。歳入でございます。4款繰入金、基金繰入金を同額減額しております。以上で一般会計補正予算から浄化槽特別会計補正予算までの私からの説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 藤田上下水道課長。

○上下水道課長（藤田泰宏） それでは引き続きまして、議案第60号、第61号についてご説明申し上げます。はじめに議案第60号、令和2年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。お手元に公共下水道事業会計補正予算第2号をお願いいたします。補正予算書の1ページをお開きください。議案第60号、令和2年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第2号。第1条、令和2年度砥部町公共下水道事業会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。第2条、令和2年度砥部町公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入を588万円減額し、3億2,635万8千円に、支出を714万3千円減額し、3億843万1千円とするものでございます。主なものは、砥部浄化センターの最終汚泥を堆肥化処分することによります委託料の減額でございます。第3条、予算第4条本文括弧書中、不足する額1億4,935万9千円を不足する額1億4,995万3千円に、過年度分損益勘定留保資金1億2,671万9千円を過年度分損益勘定留保資金1億2,731万3千円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。こちらは企業債の利率の見直しによりまして、支出を59万4千円増額し、5億1,299万3千円とするものでございます。第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を8万4千円増額し、4,733万6千円とするものでございます。第5条、予算第9条中、1億2,600万円を1億2,000万円に改める。こちらは一般会計からの補助金を減額するものでございます。令和2年12月4日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第60号の説明を終わります。続きまして、議案第61号、令和2年度砥部町水道事業会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。議案第61号、令和2年度砥部町水道事業会計補正予算第2号。第1条、令和2年度砥部町水道事業会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。第2条、令和2年度砥部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入を503万5千円増額し、3億5,334万3千円に、支出を482万7千円増額し、3億3,833万5千円とするものでございます。主なものは、住宅開発等に伴います受託工事請負費の増額でございます。第3条、予算第4条本文括弧書中、不足する額1億4,581万2千円を不足する額1億4,579万4千円に、過年度分損益勘定留保資金1億2,441万8千円を過年度分損益勘定留保資金1億2,440万円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。こちらは期末手当の引下げ等により支出を1万8千円減額し、3億3,639万4千円とするものでございます。第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を19万1千円減額し、3,959万5千円とするものでございます。令和2年12月4日提出、砥部町長佐川秀紀。以上ですべての説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 普段だいたい言わせてもらいましたが、あれが最後になるかもしれないので1つだけお尋ねをしてみたいと思います。35ページの住宅管理費の中で、101万の経費を予定しております。私もいろいろ経験しましたが、これの執行前に止めたことは1回ございますが、これを執行するというのについては、かなりの事情があったものと思います。そこらあたりのご説明をいただいたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 三谷議員さんのご質問にお答えいたします。北川毛団地におきまして、今回この強制執行を行おうとする滞納者につきましては、家賃の滞納額が83万5,200円、これについては30年の6月から一切納付されておられません。共益費が12万4,800円、合計96万円の未納になっております。役場からも再三、電話で連絡し、当人にもお家まではお伺いさせていただきまして、お話しはさせていただきましたが、納付いただけませんので、とりあえずこの12月の補正で強制退去の費用を追加補正させていただいておりますが、現在保証人の方と交渉中でございますので、できれば強制退去はしたくありませんので、そういう方向で今調整中です。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 課長それ、聞きよるとかなり、言葉は悪いかもしれんが、悪質だなという感じもしますけれど、やっぱり執行するというのは私は前回ね、ある物件、やっぱり町から何かあったんかもしれませんが、前の日に解決したことはあります。できれば、こういうその執行をするということは、公費でやりますから、これは公になりますからね、そこらあたり保証人の方とも気長にご相談して、この執行いうことは大変な事なんですよ、テープもこれ全部貼っていきますからね。そういう事を考えると、堪えてやれだのいうんではなくて、努力してくださいということを要望しておきます。以上。

○議長（政岡洋三郎） 他にございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑を終わります。

お諮りします。議案第56号から議案第61号までの6件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第56号から議案第61号までの6件については、所管の常任委員会に付託することに決定しました。各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、12月11日の本会議でお願いします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日は、これで散会します。

午前10時26分 散会



## 令和2年第4回砥部町議会定例会（第3日）会議録

|                                                              |                                                                                                                            |                                                                                                                              |                                                             |
|--------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 招集年月日                                                        | 令和2年12月11日                                                                                                                 |                                                                                                                              |                                                             |
| 招集場所                                                         | 砥部町議会議事堂                                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                             |
| 開 会                                                          | 令和2年12月11日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                    |                                                                                                                              |                                                             |
| 出席議員                                                         | 1 番 柿本 正<br>4 番 東 勝一<br>8 番 松崎浩司<br>11 番 政岡洋三郎<br>14 番 中島博志                                                                | 2 番 佐々木公博<br>6 番 佐々木隆雄<br>9 番 大平弘子<br>12 番 山口元之<br>15 番 平岡文男                                                                 | 3 番 原田公夫<br>7 番 森永茂男<br>10 番 西岡利昌<br>13 番 井上洋一<br>16 番 三谷喜好 |
| 欠席議員                                                         | なし                                                                                                                         |                                                                                                                              |                                                             |
| 地方自治法<br>第121条第1<br>項の規定に<br>より説明の<br>ため会議に<br>出席した者<br>の職氏名 | 町 長 佐川秀紀<br>教育長 大江章吾<br>企画政策課長 伊達定真<br>戸籍税務課長 門田 巧<br>介護福祉課長 松下寛志<br>建設課長 門田 作<br>生活環境課長 小中 学<br>会計管理者 富岡 修<br>学校教育課長 門田敬三 | 副町長 上田文雄<br>総務課長 岡田洋志<br>商工観光課長 高橋 桂<br>保険健康課長 池田晃一<br>子育て支援課長 田邊敏之<br>農林課長 大内 均<br>上下水道課長 藤田泰宏<br>広田支所長 山本勝彦<br>社会教育課長 町田忠彦 |                                                             |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                                           | 議会事務局長 堀潤一郎<br>局長補佐 楠 耕一                                                                                                   |                                                                                                                              |                                                             |
| 傍 聴 者                                                        | 1人                                                                                                                         |                                                                                                                              |                                                             |

令和2年第4回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第 1 議案第 50 号 砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 51 号 砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 52 号 砥部町景観条例の制定について
- 日程第 4 議案第 53 号 砥部町水道事業審議会条例の制定について
- 日程第 5 議案第 54 号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 55 号 砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 56 号 令和2年度砥部町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 8 議案第 57 号 令和2年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 58 号 令和2年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 議案第 59 号 令和2年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 11 議案第 60 号 令和2年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 議案第 61 号 令和2年度砥部町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 13 請願第 2 号 加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書
- 日程第 14 請願第 3 号 種苗法「改正案」の徹底審議と廃案を求める請願
- 日程第 15 発委第 1 号 砥部町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 16 議員派遣
- 追加日程第 1 発委第 2 号 加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書提出について

・閉 会

令和2年第4回砥部町議会定例会

令和2年12月11日（金）

午前9時30分開議

○議長（政岡洋三郎） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第50号 砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の制定について

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第1、議案第50号、砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。西岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（西岡利昌） 総務常任委員会に付託されました議案第50号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第50号、砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成について公費負担できるよう制定するものです。なお、附則において、この条例は、公布の日から施行するとしています。よって議案第50号は、適正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第50号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第51号 砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第2、議案第51号、砥部町議会議員及び砥部町長の選挙にお

ける選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。面岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（面岡利昌） 総務常任委員会に付託されました議案第 51 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 51 号、砥部町議会議員及び砥部町長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定については、町議会議員選挙及び町長選挙において選挙公報の発行を行うことが出来るよう制定するものです。なお、附則において、この条例は、公布の日から施行するとしています。よって議案第 51 号は、適正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 51 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~  
日程第 3 議案第 52 号 砥部町景観条例の制定について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 3、議案第 52 号、砥部町景観条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。森永産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（森永茂男） 産業建設常任委員会に付託されました議案第 52 号について審査の結果をご報告申し上げます。議案第 52 号、砥部町景観条例の制定については、本町の特性を活かした良好な景観形成を図るため制定するもので、6つの章と 19 の条文で構成されています。内容は、第 1 章が総則、第 2 章が景観計画、第 3 章が景観法に基づく行為の制限等、第 4 章が景観重要建造物等、第 5 章が景観審議会、第 6 章が雑則となっています。なお、附則において、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行するとしています。また、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、景観審議会委員の報酬を 1 日 7,000 円としています。よって議案第 52 号は、適正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしく願います。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 52 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 4 議案第 53 号 砥部町水道事業審議会条例の制定について

(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 4、議案第 53 号、砥部町水道事業審議会条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。森永産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（森永茂男） 産業建設常任委員会に付託されました議案第 53 号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 53 号、砥部町水道事業審議会条例の制定については、適正な水道料金等について審議するため制定するもので、附属機関としての水道事業審議会の運営について規定されています。なお、附則において、この条例は、公布の日から施行するとしています。また、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、水道事業審議会委員の報酬を 1 日 7,000 円としています。よって議案第 53 号は、適正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 53 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第54号 砥部町国民健康保険税条例の一部改正について  
(総務常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(政岡洋三郎) 日程第5、議案第54号、砥部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。面岡総務常任委員長。

○総務常任委員長(面岡利昌) 総務常任委員会に付託されました議案第54号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第54号、砥部町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の一部改正に伴い所要の規定の整備を行うものです。なお、附則において、この条例は、令和3年1月1日から施行し、令和3年度分の国民健康保険税から適用するとしています。よって議案第54号は、適正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(政岡洋三郎) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長(政岡洋三郎) 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(政岡洋三郎) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長(政岡洋三郎) 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第55号 砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(政岡洋三郎) 日程第6、議案第55号、砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(山口元之) 厚生文教常任委員会に付託されました議案第55号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第55号、砥部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令が公布され、管理者要件について省令に沿った改正を行っているものです。また、附則において、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしています。よって議案第55号は、適正と認められ、原案のとおり可決すべ

きものと決定しましたので、ここに報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありませんか。  
[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。  
採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。  
[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。  
よって議案第 55 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

- 日程第 7 議案第 56 号 令和 2 年度砥部町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 8 議案第 57 号 令和 2 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 58 号 令和 2 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10 議案第 59 号 令和 2 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 11 議案第 60 号 令和 2 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 61 号 令和 2 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 2 号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 7、議案第 56 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 7 号から、日程第 12、議案第 61 号、令和 2 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号までの 6 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。西岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（西岡利昌） 総務常任委員会に付託されました補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 56 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 7 号のうち、当委員会所管の歳出について主なものは、総務費、総務管理費関係で、庁舎、保健センター及び中央公民館の会議室等で Web 会議が行えるよう、LAN コンセントの設置及びノートパソコン等の購入経費の 90 万円を追加しています。総務費、選挙費関係で、町長及び町議会議員選挙における選挙運動用の自動車使用料、ビラ作成料、ポスター作成料の負担金等選挙費 1,401 万 3 千円を追加しています。以上の他、人件費などの補正がなされています。次に、歳入については、分担金及び負担金を 2,200 万円追加、国庫支出金を 2 億 2,873 万 7 千円追加、県支出金を 495 万 2 千円追加、諸収入を 22 万円減額、町債を 9,110 万円追加しています。よって議案第 56 号は、適正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 森永産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（森永茂男） 産業建設常任委員会に付託されました補正予算 4 件に

ついて、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 56 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 7 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、衛生費、清掃費関係では、外出自粛期間に家庭から出される粗大ごみが増加したため、粗大ごみ処分料 316 万 6 千円を追加しています。また、美化センターのプラント故障等及び民間企業による固形燃料買取終了に伴う燃料ごみ及び固形燃料処分料 1,248 万 6 千円を追加しています。農林水産業費、農業費関係では、実質化された人・農地プランの策定地域を対象に、地域内の農地をえひめ農林漁業振興機構に貸し付け、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域への協力金 278 万 9 千円を追加しています。全額、県の農地集積推進事業費補助金でまかかっています。土木費、公共下水道費関係で、公共下水道事業会計において、浄化センターの汚泥処分方法を焼却処分から堆肥化処分に変更したことにより公共下水道事業会計補助金を 600 万円減額しています。住宅管理費関係で、町営住宅使用料の滞納者に対して住宅明け渡しの強制執行を行うため、関係経費 101 万 2 千円を追加しています。災害復旧費、公共土木施設災害復旧費関係で、22 か所の災害復旧工事請負費 1 億 2,500 万円を追加しています。財源として、国庫支出金 8,337 万 5 千円、災害復旧事業債を 4,160 万円充てています。農林水産業施設災害復旧費関係で、10 か所の災害復旧工事請負費 2 億 2,000 万円を追加しています。財源として、国庫支出金 1 億 4,300 万円、災害復旧事業債を 4,950 万円、地元負担金を 2,200 万円充てています。以上のほか、人件費などの補正がなされています。次に、議案第 59 号、令和 2 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 2 号は、歳入歳出それぞれ 7 万 8 千円を減額し、予算の総額を 7,953 万 5 千円としています。人件費のみの補正で、保守点検事業運営基金繰入金を減額しています。次に、議案第 60 号、令和 2 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 2 号は、収益的支出を 714 万 3 千円減額し、3 億 843 万 1 千円としています。主な内容は、浄化センターの汚泥処分方法を焼却処分から堆肥化処分に変更したことにより委託料 600 万円を減額しています。また、資本的支出を 59 万 4 千円追加し、5 億 1,299 万 3 千円としています。次に、議案第 61 号、令和 2 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号は、収益的支出を 482 万 7 千円追加し、3 億 3,833 万 5 千円としています。主な内容は、受託工事請負費 500 万円を追加しています。また、資本的支出を 18 万円減額し、3 億 3,639 万 4 千円としています。よって議案第 56 号、第 59 号、第 60 号及び第 61 号の 4 議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決するべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 厚生文教常任委員会に付託されました補正予算 3 件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第 56 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 7 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉費関係では、障害福祉サービス及び障害児通所支援についての報酬改定と制度改正に対応するためのシステム改修委託料 198 万円を追加しています。財源として、国の障害者総合支援事業費補助金 86 万 1 千円を充てています。教育費、教育総務費関係では、タブレットを活用した家庭でのオンライン学習の環境を整備するため、モバイルWi-Fi ルータ購入費 63 万円を追加

しています。財源として、全額、国の公立学校情報機器整備費補助金を充てています。保健体育費関係では、延期されたオリンピック聖火リレーを実施するための経費 59 万 5 千円を追加しています。その他、子育て支援センター、児童館、保健センター、国保診療所、山村留学センター、各小中学校にオゾン発生装置計 18 台を購入するための備品購入費 380 万 2 千円を追加しています。財源として、全額、県の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を充てています。以上のほか、人件費などの補正がなされています。次に、議案第 57 号、令和 2 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号は、事業勘定では、歳入歳出それぞれ 836 万 5 千円を追加し、予算の総額を 25 億 8,930 万 2 千円としています。内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により減免措置となった保険税還付金 54 万 1 千円、令和元年度保険給付費等交付金等精算に伴う超過交付分の返還金 782 万 4 千円を追加しています。施設勘定では、歳入歳出それぞれ 33 万 3 千円を減額し、予算の総額を 5,649 万 8 千円としています。内容は、人件費のみです。次に、議案第 58 号、令和 2 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号は、保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 1,194 万 6 千円を追加し、予算の総額を 23 億 1,209 万 9 千円としています。補正の主なものは、法改正に対応するためのシステム改修委託料 234 万 3 千円、介護保険事業運営基金積立金 1,023 万 3 千円などを追加しています。介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 58 万 3 千円を追加し、予算の総額を 5,062 万円としています。内容は、砥部町デイサービスセンターの新型コロナウイルス感染症対策として加湿空気清浄機等の購入費 58 万 3 千円を追加しています。よって議案第 56 号、第 57 号及び第 58 号の 3 議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は、1 件ごとに行います。

議案第 56 号、令和 2 年度砥部町一般会計補正予算第 7 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 56 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 56 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 57 号、令和 2 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 57 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 57 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 58 号、令和 2 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 58 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 58 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 59 号、令和 2 年度砥部町浄化槽特別会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 59 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 59 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 60 号、令和 2 年度砥部町公共下水道事業会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 60 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 60 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 61 号、令和 2 年度砥部町水道事業会計補正予算第 2 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 61 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定

することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 61 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 13 請願第 2 号 加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める  
請願書

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 13、請願第 2 号、加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書を議題とします。委員長の報告を求めます。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 厚生文教常任委員会に付託されました請願第 2 号、加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書について、審査の結果をご報告申し上げます。本請願内容は、加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度創設を求めるよう、国に意見書を提出するもので、協議において、請願の趣旨は理解できる。年を取れば耳が聞こえにくくなり、補聴器の購入に補助があれば多くの方が助かる等の意見があり、採決の結果、請願第 2 号は、全会一致で採択すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありませんか。  
[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。  
採決を行います。請願第 2 号に対する委員長の報告は、採択です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。  
[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。  
よって請願第 2 号は、採択することに決定しました。

~~~~~

日程第 14 請願第 3 号 種苗法「改正案」の徹底審議と廃案を求める請願
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第 14、請願第 3 号、種苗法改正案の徹底審議と廃案を求める請願を議題とします。委員長の報告を求めます。森永産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（森永茂男） 産業建設常任委員会に付託されました請願第 3 号、種

苗法改正案の徹底審議と廃案を求める請願について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、種苗法改正案の徹底審議と廃案を求める意見書を政府に対して提出することを求めるものであります。協議において、11月19日に衆議院、12月2日に参議院において改正法が可決、成立したことを受け、現時点で意見書を提出しても覆ることが不可能とのことから採決の結果、請願第3号は、不採択とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。請願第3号に対する委員長の報告は、不採択です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立多数]

○議長（政岡洋三郎） 起立多数です。ご着席ください。

よって請願第3号は、不採択とすることに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して議会運営委員会及び全員協議会を開催します。

午前10時12分 休憩

午前10時47分 再開

~~~~~

#### 日程第15 発委第1号 砥部町議会委員会条例の一部改正について

(説明、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 再開します。日程第15、発委第1号、砥部町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。平岡議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（平岡文男） 砥部町議会委員会条例の一部改正についてを説明します。発委第1号、砥部町議会委員会条例の一部改正について、砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。令和2年12月11日提出、砥部町議会議長、政岡洋三郎様。砥部町議会改革特別委員長、平岡文男。提案理由でございますが、常任委員会の構成及び定数を改正するために提案するものでございます。改正内容としましては、現在の総務常任委員会と産業建設常任委員会を合わせ、総務産業建設常任委員会とし、定数を8人に、厚生文教常任委員会の定数も同じく8人に、議会広報常任委員会の定数を6人とするもので

ございます。附則といたしまして、この条例は、令和3年2月6日から施行するものでございます。以上で、説明を終わらせていただきます。ご審議のうえ、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって発委第1号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 議員派遣

○議長（政岡洋三郎） 日程第16、議員派遣を議題とします。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。

お諮りします。ただいま、山口厚生文教常任委員長から発委第2号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって発委第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第1 発委第2号 加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書提出について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 追加日程第1、発委第2号、加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書提出についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度創

設を求める意見書提出について。砥部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。令和2年12月11日提出、砥部町議会議長、政岡洋三郎様。厚生文教常任委員会委員長、山口元之。提案理由でございますが、加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするばかりでなく、最近では鬱や認知症の危険因子にもなることも指摘されています。補聴器の普及促進により、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながると考えられることから、加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める意見書を国及び政府に提出しようとするものでございます。なお、意見書及び提出先については、お手元に配付いたしましたとおりでございます。以上、議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって発委第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様には、3日から本日までの9日間にわたり、連日、終始熱心なご審議を賜り、全議案をご議決いただきましたことに対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。会期中に承りました様々のご提言並びにご指導いただきました内容につきましては、今後の町政運営に反映してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の一層のご支援をよろしくお祈りを申し上げます。さて、今年も残すところ20日となりました。この1年は、新型コロナウイルス感染症への対策に翻弄されましたが、議員の皆様をはじめ、町民の方々の日々の努力により、本町の被害が最小限に抑えられたものと思っております。年明けには、町長と町議会議員の同時選挙も控えており、

議員の皆様におかれましても、本日が任期最後の議会となったわけですが、これまで町民の皆様福祉の向上に格別のご尽力を賜ったことに対しまして、改めてお礼を申し上げます。コロナ禍の中であって、今回の選挙におきましては、従来とは異なる選挙対策とともに、自身の健康管理にこれまで以上に万全を期す所存であります。議員の皆様におかれましても、くれぐれもお身体にご自愛いただき、お元気で新年を迎えられますようご祈念を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 以上をもって、令和2年第4回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時57分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

議員

議員